

令和6・7年度 小野市入札等参加資格審査申請要領

【物品・役務の提供等】

小野市が発注する「物品・役務の提供等」の競争入札等に参加を希望される者は、次のとおり申請受付を行いますので、申請書等必要書類を提出して下さい。

1. 申請書類について

総務部財政課ホームページ「令和6・7年度物品役務の提供等入札等参加資格審査申請のご案内」の「物品・役務の提供等申請様式」からダウンロードしてください。または財政課窓口でも配布します。

- 窓口配布期間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
※土曜・日曜・祝日を除く
- 配布場所：小野市役所総務部財政課（庁舎5階）
※郵送による配布は行っておりません。

2. 提出方法

郵送（普通郵便のみ。ただし、レターパック、宅配便は可）

送付先 〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地
小野市役所 財政課管財係 宛て

- ※窓口での受付は行いません。直接持参分は、その場で書類確認を行いません。
- ※送付する封筒に「入札等参加資格審査申請書類 在中」と記載してください。

3. 受付期間

随時受付を行っています。

- ※登録が完了した業者には「小野市入札等参加資格審査申請受付証」に受付印を押印の上返送します。

4. 提出書類

番号	提出書類	備考
1	小野市入札等参加資格審査申請受付証	市独自様式
2	資格審査申請書	市独自様式（申請書①, ②, ③-物, ③-役）
3	委任状	任意様式（要押印） 本社から支店、営業所へ委任する場合
4	履歴事項全部証明書又は個人事業主の場合は誓約書	A4サイズ、写し可 誓約書は市独自様式
5	許認可等が必要な業種の場合はその証明書類	写し可
6	代理店、特約店の場合はその証明	写し可

書				
7	納税証明書（写し可）発行から3か月以内、未納税額のない証明で ・国税（法人税・所得税・消費税）は、法人は様式その3の3、個人は様式その3の2 ・市税は小野市税に未納の税額がないことの証明。市役所税務課にて発行。	法人	市外	国税様式（その3の3）
			市内 準市内	国税様式（その3の3） 市税関係一式「滞納なし証明」
		個人	市外	国税様式（その3の2）
			市内 準市内	国税様式（その3の2） 市税関係一式 「滞納なし証明」
8	適格請求書発行事業者の登録通知書の写し（登録済業者のみ）	国税庁HPの「適格請求書発行事業者公表サイト」中、登録番号・氏名又は名称・登録年月日等が記載されている「公表情報詳細」画面の写しでも可		
9	返信用封筒（110円切手を貼り、送付先・宛名を記載した封筒）	受付証・不備書類等返送用。料金不足の場合は受取人払で送付します。		

5. 提出部数 1部

- (1) A4サイズとし、クリップでとめて提出すること。
- (2) ファイルは不要ですが書類は綴れるよう、パンチで穴を空けること。（2穴）

6. 有効期間

令和6・7年度（申請が受理された日から令和8年3月31日まで）

7. 参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人・被保佐人・被補助人・未成年者）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 申請日時時点で、2年以上引き続きその営業に従事しているもの。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づき、小野市から入札等参加資格の制限を受けていないもの。
- (4) 国税及び地方税に未納が無いこと。
- (5) 法令により、許可、認可及び届出等（以下「許認可等」という。）が必要な業務については、当該許認可等を受けている者。
- (6) 小野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

8. 営業希望種目の記載について

- (1) 分類番号・業種名は業種区分一覧表から該当する番号、名称を記入してください。
- (2) 順位は、営業希望順位です。物品・役務とも希望がある場合は、重複しないよう

一連に順位をつけて下さい。(1位は物品、2位は役務、3位は物品・・・可。)

- (3) 物品の希望種目について、代理店・特約店契約のある場合はその証明書を添付してください。添付できない場合は代理店等と記載しないでください。
- (4) 役務の希望種目について、営業経歴は、主として官公庁・公立学校・公立病院にかかるものを記載してください。また、本市との営業経歴があれば優先して記載してください。営業経歴は概ね2年前までの実績を対象とします。なお、営業経歴がない場合は、希望する分類番号・業務内容のみ記載してください。

9. その他注意事項等

- (1) 提出書類に不備・不足がある場合、電話もしくは書面で連絡しますので速やかに追加書類を提出してください。提出がない場合は入札等参加資格者名簿に登載しません。また、虚偽の書類を提出し、申請をした者も登載しません。
- (2) 申請書類の記載内容について電話で確認することがありますので、担当者欄には申請書の作成者を記入してください。また、提出前に必ず申請書類一式の控えを保管してください。
- (3) 法人が登録する場合、登録する業者名は履歴事項全部証明書に記載されている商号または名称としてください。(屋号での登録はできません。)
- (4) 所要料金の切手を貼り、送付先・宛名を書いた返信用封筒を必ず同封して下さい。入っていない場合は書類不備となりますので、ご注意願います。
- (5) 令和5年10月1日開始の「インボイス制度」の登録済業者には「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写し等の提出を求めます。入札等参加資格が得られれば、未登録業者であっても入札等に参加可能ですが、水道事業及び下水道事業が発注する案件については、履行完了までに当該制度の登録事業者となり、登録事業者として請求を行うことが要件となりますのでご注意下さい。

10. 変更等の届出

入札等参加資格審査の有資格者となった者で、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を書面(任意様式)で届出してください。

- (1) 商号又は名称(支店、営業所等を含む)
- (2) 所在地(支店、営業所等を含む)
- (3) 法人にあつては代表者の氏名及び資本金
- (4) 個人にあつてはその者の氏名
- (5) 各登録(適格請求書発行事業者登録を含む)又は許認可及びその年月日
- (6) 小野市指名停止基準に該当することとなった場合
- (7) その他重要な事項

問い合わせ先 〒675-1380 小野市中島町531番地
小野市総務部財政課 Ⅱ：0794-63-1000 (内線：536 537)

業種区分一覧表（物品の販売、製造）

事務用品・教材

分類番号	業種	品目例
101	文具	事務用消耗品全般
102	事務機器	コピー、印刷機、計算機、製図機器等
103	事務用家具	スチール家具類（キャビネット、ロッカー、事務机等）
104	教材	学校教材、保育教材、黒板、標本、模型、視聴覚ソフト等
105	コンピュータ及び関連機器	パソコン、ワープロ、付属機器、ソフトウェア、消耗品（磁気媒体を含む）等
109	その他の事務用品	101～105 以外の事務用品、教材

印刷・紙類

分類番号	業種	品目例
111	紙類	印刷用紙、コピー用紙等
112	記録紙	各種計測器、記録機器用チャート紙
113	印刷、製本全般	タイプ、活版、写植、コピー、オフセット印刷、製本、新聞・雑誌等PR用刊行物
114	コンピュータ帳票印刷	
115	シール、ラベル印刷	
116	航空写真	
117	地図	
119	その他の印刷・紙類	111～117 以外の印刷・紙類

家具・什器・室内外装飾品

分類番号	業種	品目例
121	木製家具類	家庭用・事務用木製家具、学校・図書館等用木製書架、机、椅子等
122	室内装飾品	カーテン、カーペット、建具、畳、ガラス、ブラインド、緞帳、暗幕等
123	室内外装備品	マット、ごみ箱、ベンチ、傘立て、看板等
129	その他の什器等	121～123 以外の家具、什器類等

繊維・衣料品

分類番号	業 種	品 目 例
131	被服、雨具	制服、作業服、スポーツウェアを含む衣料品全般
132	寝具	
133	靴、履物、かばん	
134	旗、染物	旗、のぼり、はっぴ、ゆかた、垂れ幕、横断幕等
139	その他の繊維、衣料品	131～134 以外の繊維、衣料品

文化・生活用品

分類番号	業 種	品 目 例
141	図書	専門書、書籍、雑誌、ビデオソフト
142	楽器	楽譜、音楽CDを含む楽器全般
143	玩具、娯楽用品	記録用ビデオテープ、カセットテープ等
144	スポーツ用具	衣料、靴及び機械器具を除く
145	表彰、記念品、贈答品	カップ、バッジ、メダル、トロフィー、盾、贈答品等
146	荒物、金物、陶磁器	荒物、金物、小道具、雑貨類、陶磁器、ガラス器
147	テント、帆布製品	テント、帆布製品、垂れ幕、横断幕等
148	写真機、光学機器	カメラ、望遠鏡、眼鏡等（フィルム、現像料、プリント料を含む）
149	家電品	民生用電気器具
150	ガス、石油機器	ストーブ等石油ガスを燃料とする器具（民生用）
151	保安用品	ヘルメット、安全靴、防護マスク、その他保安用小物
152	衛生、清掃用品	清掃用小道具、その他小物類
153	画材	額縁、絵画工芸用品
159	その他の文化・生活用品	141～153 以外の文化・生活用品 （民生用時計、貴金属、梱包資材、ダンボール 等）

食料品

分類番号	業 種	品 目 例
161	お茶	
162	飲料	
163	仕出し弁当	
167	学校給食用物資	※後日、学校給食センターより連絡があります。
168	その他給食用物資	167 以外のもの
169	その他の食料品	161～163 以外の食料品

学校給食センターへ給食用物資を納入希望する場合、必ず、「167」を選択してください。

燃料・油脂類

分類番号	業種	品目	例
171	燃料油	ガソリン、灯油、軽油、重油	
172	ガス	プロパンガス、その他特殊ガス	
173	薪炭類		
179	その他の燃料、油脂類	171～173 以外の燃料、油脂類	

薬品・医療用機器材

分類番号	業種	品目	例
181	肥料・種・園芸用品		
182	農薬		
183	防疫・環境薬品	害虫駆除剤、水質浄化剤、洗剤等	
184	医薬品		
185	試薬		
186	工業用薬品		
187	医療用機器		
188	介護用機器	車椅子、介護ベッド、リハビリ機器等	
189	医療・介護用資材	福祉用品を含む	
199	その他の薬品、医療用機器材	181～189 以外の薬品、医療用機器材	

建設資材

分類番号	業種	品目	例
201	木材、木製品		
202	骨材		
203	セメント、セメント二次製品		
204	道路舗装材		
205	鉄・銅製資材		
206	上下水道用資材		
209	その他の建設資材	201～206 以外の建設資材	

機械器具

分類番号	業 種	品 目 例
211	建設機械器具	特殊車両を除く
212	農・園芸用機械器具	特殊車両を除く
213	産業用ポンプ	
214	冷暖房・空調機械器具	家庭用を除く
215	厨房・調理機械器具	家庭用を除く
216	その他一般機械器具	211～215を除く（自動販売機等）
217	発電・送電・配電機械器具	電動機を含む
218	通信・放送機械器具	有線・無線通信機器、放送設備、電話機、携帯電話
219	音響・映像機械器具	家電品を除く
220	照明機械器具	家電品を除く
221	その他電気機械器具	217～220を除く
222	理化学機械器具	実験・研究用機械器具
223	計量・測定・分析機械器具	各種計量機、測量機器、試験・分析・測定機器等
224	その他精密機械器具	222～223を除く
225	体育・遊戯機械器具	
226	防災機械器具	消防用ポンプ、防火機器、非常警報装置、避難機器等
227	交通安全施設	ガードレール、ロードミラー、標識等
229	その他の機械器具	225～227以外の機械器具

車両等

分類番号	業 種	品 目 例
231	自動車、二輪車、同部品	乗用・貨物自動車、自動二輪車、自転車、車両部品
232	特殊用途車両	建設用・農業用特殊車両、消防車、塵芥収集車、その他の産業用特殊車両
233	自動車架装	特殊車両用架装を含む
234	船舶、同付属品	ボート、船外機

百貨店

分類番号	業 種	品 目 例
241	百貨店	
242	スーパーマーケット	

その他物品の製造、販売

分類番号	業 種	品 目 例
259	その他	101～242 のいずれにも該当しないもの

業種区分一覧表（役務の提供等）

分類番号	業 務 内 容
001	建物管理（分類番号 002～004 まですべて履行可能な場合。この場合 002～004 は選択しない）
002	建物警備
003	建物清掃
004	冷暖房設備保守管理
005	エレベータ保守管理
006	消防用設備保守管理
007	原動機、冷凍機保守管理
008	通信、音響設備保守管理
009	自家用電気工作物保守管理
010	プール設備保守管理
011	貯水槽清掃保守管理
012	浄化槽清掃保守管理
013	その他の保守管理（004 から 012 以外の保守管理）
014	管渠・暗渠等清掃
015	道路清掃
016	公園広場等保護管理
017	雑草除去
018	害虫駆除
019	貨物運搬
020	一般廃棄物収集運搬処分
021	産業廃棄物収集運搬処分
022	水質分析
023	大気測定・分析
024	公害調査
025	交通量調査
026	騒音・振動調査
027	世論調査
028	下水管テレビ調査
029	漏水調査
030	住居表示・道路台帳整備
031	催し物会場設営・イベント企画

032	映画・ビデオ・刊行物の製作
033	各種調査研究コンサルタント（建設関係を除く）
034	会議録の受注調整（速記）
035	コンピュータ関連・ソフトウェア開発情報処理
036	戸籍等記載事務
037	選挙ポスター等掲載業務
038	図書整理業務
039	福祉サービス業務
040	人材派遣業務
041	運行管理業務
042	衣類等クリーニング
043	賃貸（リース、レンタル等）
044	車両整備（車検・一般整備・修理）
045	衛生検査（環境測定除く）
046	警備保障（建物は除く（建物警備 002 へ））（交通警備 等）
090	その他の役務（001 から 046 以外の役務）